簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和８年７月１７日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　西村　拓

１．業務概要

（１）業務名　山形公共職業安定所（２６）設計業務
（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

（２）業務の目的
本業務は、山形県山形市において計画されている山形公共職業安定所の増築についての基本設計及び実施設計業務である。

（３）業務内容
・基本設計に関する標準業務及び追加業務
総合、構造、電気設備及び機械設備
・実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）及び追加業務
総合、構造、電気設備及び機械設備

（４）本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
①「既存庁舎の機能を考慮した増築庁舎の建築計画の考え方」について
②「用途・規模・地域性を考慮した環境負荷低減の考え方」について

（５）履行期間　契約締結日の翌日　から　令和９年１２月１０日まで

（６）本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

（７）本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

（８）本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

（９）本業務では、受注者が希望する場合、調査職員と協議の上、情報共有システムの活用を行うことができる。

（10）本業務は、BIM に係る EIR（発注者情報要件をいう。以下同じ。）を適用する業務である。なお、推奨項目及びその他の項目の実施については、受注者の任意とする。

（11）本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年 12 月３日付国官技 309 号、国官総第 182 号、国営整第 141 号、国港総第 501 号、国港技第 78

号、国空予管第 991 号、国空空技第 379 号及び国空交企第 267 号）の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

２．参加資格

（１）基本的要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業、又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

２）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

② 設計共同体

上記①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年７月１７日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から山形公共職業安定所（２６）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記７「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、個別説明書に示す期間とする。

（２）参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（共通説明書参照）

３．技術提案書の提出者を選定するための基準

（１）配置予定技術者の資格

（２）配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況、技術者

表彰

４．技術提案書を特定するための評価基準

（１）配置予定技術者の資格

（２）配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況、技術者表彰、ＣＰＤ

（３）業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案の内容

（４）ワーク・ライフ・バランス等推進企業

５．説明書等の入手に関する要件

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替・変更分含む。）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。ただし、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

資料をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法での交付を受けない者は、提出された参加表明書又は技術提案書を無効とする。

６．手続等

（１）担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟

国土交通省　東北地方整備局　総務部　契約課　契約第二係

ＴＥＬ　022-225-2171（代）　内線（2531）

（２）共通説明書及び個別説明書等の交付期間、場所及び方法

① 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から技術提案書提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時 00 分から 18 時 00 分まで（ただし、最終日は 16 時 00 分まで。）。

② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない本選定の参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）により電子データを交付するので、６．（１）にその旨連絡すること。

（３）参加表明書の提出期限等

提出期限：令和８年８月３日（月）16 時 00 分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記６．（１）に提出するものとする。

（４）技術提案書の提出期限等

提出期限：令和８年９月１５日（火）16 時 00 分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）

により上記６．（１）に提出するものとする。

７．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金　納付。

（３）契約書作成の要否　要。

（４）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有。（（仮称）山形公共職業安定所（２９）設計その２業務）

本業務は、上記随意契約予定の（仮称）山形公共職業安定所（２９）設計その２業務の予定業務量を含めた業務量をもって、簡易公募型の手続きとするものである。

（５）関連情報を入手するための照会窓口　上記６．（１）に同じ。

（６）詳細は共通説明書及び個別説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

山形公共職業安定所（26）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年7月17日

東北地方整備局長　　西村　拓

1　業務概要

（1）業　務　名　　山形公共職業安定所（26）設計業務

（2）業 務 内 容　　本業務は、山形県山形市において計画されている山形公共職業安定所の増築についての基本設計及び実施設計業務である。

（3）履 行 期 限　　履行期間は以下の期間を予定している。
契約締結日の翌日 ～ 令和9年12月10日

2　申請の時期

令和8年7月17日から令和8年8月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、申請期限日の翌日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

（2）申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に山形公共職業安定所（26）設計業務 設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。

提出場所　〒980-8602　宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号　仙台合同庁舎B棟
国土交通省　東北地方整備局　総務部　契約課　工事契約調整係
電話　022-225-2171(代)
メールアドレス　thr-82shikakushinsa@ki.mlit.go.jp

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和8年3月31日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

④　令和8年3月31日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、山形公共職業安定所(26)設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、山形公共職業安定所(26)設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、山形公共職業安定所(26)設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1)設計共同体の名称は、「山形公共職業安定所(26)設計業務△△・××設計共同体」とする。

(2)当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建築工事を除く))」(令和8年7月17日付け、支出負担行為担当官 東北地方整備局長)に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。